

業務説明資料

1 件名

令和4年度 海外事務所を活用したイノベーション・SDGsの推進事業業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和5年3月24日(金)まで

3 履行場所

横浜市内並びに米州地域、欧州地域等

4 業務背景

横浜市は開港以来、海外の活力を積極的に取り込み、国際都市として発展してきた。人口減少や超高齢化の進行が日本経済に大きな影響を与えることが見込まれる中、都市の持続的な発展のために海外活力の取り込みの重要性が増している。

横浜市国際戦略では、海外都市との連携や国際協力など、世界とともに成長するという理念の下に取り組んできた本市の国際事業を一層推進し、次代を担う国際人材づくりや経済成長、グローバルM I C E都市としての競争力強化や多文化共生の推進など、国際都市としての更なる飛躍につなげるとともに、SDGsの達成や、国際社会の平和と繁栄に貢献していくことを目標として掲げている。また、横浜経済の成長・発展に、海外の成長市場や成長産業などの活力をいかしていくため、本市の海外事務所等も活用しながら、市内企業の海外展開支援や外資系企業の誘致、外国人材の受入れ、海外誘客などを戦略的に進めることを方針としている。さらに、グローバルM I C E都市として更なる競争力強化を図ること、並びに気候変動、感染症対策、女性活躍の推進など、国境を越えて取り組むべき地球規模の課題に対して、日本最大の基礎自治体としての知見・経験を発揮しながら、市民や企業、市内に拠点を置く国際機関やJ I C Aなどの関係機関、海外の姉妹友好都市等と連携して、解決に向けた貢献を進め、それらの取組を通じて、SDGsの達成に寄与するとともに、世界の平和と繁栄に貢献していくことも方針としている。

現在、海外では新技術によりイノベティブなビジネスモデルやSDGsを念頭に置いた社会課題の解決を提案するスタートアップとそれらを包含するエコシステムが次々と生まれているところであるが、日本各地では海外スタートアップを呼び込む動きがみられる。横浜市は「イノベーション都市・横浜」を掲げ、イノベーション・エコシステムの形成に取り組んでいる。本市では海外事務所が欧米アジアの地域別にビジネス支援・情報収集を長期に実施してきたことに加え、海外のエコシステムやスタートアップとのネットワークを構築し、横浜に紹介する取り組みを行っている。現在、市内でのオープンイノベーションの運営主体の活動が軌道に乗り始めている。このような機会をとらえ、海外のエコシステムやスタートアップ等の企業等が有している、SDGsの達成に貢献する先駆的取組や技術等を横浜に導入することで、市内企業のイノベーションの創出に加え、公民連携で本市の政策課題の解決・持続的成長に繋げていくことが可能となる。

5 業務目的

当事業は、従来の取組のように企業単体に限定することではなく、横浜におけるオープンイノベーションの運営主体（横浜未来機構、I-ToP、LIP、ヨコハマSDGsデザインセンター、YUSA等）と海外のスタートアップ・エコシステム（プラットフォーム）の連携（プラットフォーム同士の連携）を通じ、企業支援に留まらず、SDGsを中心に貢献する海外の先駆的取組や技術等を横浜に導入することで、市内企業のイノベーション創出や公民連携で脱炭素化などの地球規模課題、本市の政策課題の解決・持続的成長の実現への貢献も目指すものである。

そのために、従来の横浜市での取組の蓄積（横浜未来機構、I-ToP、LIP、ヨコハマSDGsデザインセンター、YUSA等）をベースとして、在日大使館や、海外事務所が持つ在外大使館をはじめとするネットワークを活用し、海外のスタートアップ・エコシステムとのネットワークを、構築・強化し、横浜のイノベーション・エコシステムを構成するネットワークや各主体との有機的な関係を構築する。さらに、双方のネットワークが相互作用を起こすための一連の取り組みを戦略的に実施することで、国際都市横浜、及び、イノベーション都市・横浜の発展に寄与する。令和4年度は、米州地域、欧州地域を中心に対象とし、海外スタートアップの戦略的な呼び込みにつなげるために、米州地域、欧州地域等の投資機関や成長支援機関と横浜企業やコミュニティとのネットワークを構築・強化し、オープンイノベーションを志向する市内企業と海外スタートアップとの連携の土台作りを行う。

6 事業の成果指標

本事業では業務管理のために、下表の成果指標を設けている。本業務委託は下表の成果指標の一部を達成するために実施するものである。業務遂行にあたっては以下の指標を念頭に、ネットワークの構築を図るスタートアップ支援機関とのネットワークの構築を進める。さらに、海外の企業・市内企業との効果的なマッチングの実施とマッチングを支援するとともに、その後の事業化を支援する。マッチングは事業者が主体的に行うものではあるが、本業務委託において積極的に支援し、目標件数の達成に向けて活動することが求められる。

本事業の成果指標	目標件数
ネットワークの構築を図るスタートアップ支援機関の数	20 団体
海外の企業・団体との対話(マッチング)件数	50 件

7 業務内容（実施内容）

（1）海外連携機関（投資機関・成長支援機関）の発掘

受託者は、委託者と協議・連携し、以下の条件を満たす海外のビジネスプラットフォームを構成する投資機関・成長支援機関（ベンチャーキャピタル、アクセラレーター、政府機関などを想定。以下、海外連携機関※）の調査を行い1月末までに15件、2月末までに5件の連携候補先情報を取りまとめる。さらに、パートナー候補となる連携候補先及び海外企業との面談を海外事務所と連携しながら実施し7(2)及び7(3)の効果的な実施に向けて、必要な連絡調整を行う。

※海外連携機関は米州事務所、欧州事務所と協議のうえ決定すること。

- ・連携を図る海外連携機関は、横浜未来機構などとの親和性が高い市内連携機関を中心に連携の可能性を探ること
- ・米州地域、欧州地域のスタートアップ・エコシステムやイノベーション動向を熟知し、日本市場を目指す海外スタートアップとのネットワークを有していること。
- ・日本企業と海外スタートアップとのマッチングやオープンイノベーション支援の実力又は経験を有すること。
- ・本事業の趣旨と実施内容に賛同し、横浜（行政、市内企業、団体、コミュニティ）との継続的な関係構築にコミットメントができること。
- ・日本語でのコミュニケーションが可能であること。
- ・米州及び欧州地域及び日本地域に拠点や連携先を置いていることが望ましい。

（2）海外連携機関と横浜におけるオープンイノベーションの運営主体（以下横浜市内連携機関）や市内企業等との対話（マッチング）

受託者は、効果的な対話（マッチング）手法の提案を行い、委託者と協議・連携し、以下について企画・実施する。

- ・対話（マッチング）の目的は
 - ①海外連携機関、海外スタートアップとの連携に関心を持つ横浜市内連携機関や市内企業等との相互理解を深めること
 - ②海外連携機関、海外スタートアップとの連携にかかる横浜市内連携機関や市内企業等のマインドセットを醸成すること
 - ③海外連携機関から、横浜市内連携機関や市内企業等とのシナジーのある海外スタートアップの紹介につなげることである。
- ・受託者は、上記の目的を達成するための横浜市内連携機関や市内企業等と海外連携機関との最適な対話機会を企画・設定する※。

※参加者のリクルート方法、回数、規模、形式、内容、スケジュール等を含め最適な機会を企画・設定。海外連携機関の事務所等が日本に所在する場合、オフラインでの対話機会の設定が望ましい。必要に応じて通訳を手配（実施でも可）すること。

- ・対話に参加する横浜市内連携機関や市内企業等は合計50社を目標とする。対話に参加する

海外連携機関は、イベント(セミナー等)で、取組紹介等行う海外連携機関以外であっても必要に応じて参加できるものとする。1月末迄に25社、さらに2月末迄に25社との対話を行うこと。

(3) イベント(セミナー)開催

受託者は、下記を含む効果的なイベント(セミナー)手法の提案を行い、委託者と協議・連携し以下について企画・実施する。

- ・ イベント(セミナー)の目的は

- ①参加者にとって米州地域、欧州地域とのイノベーション連携にかかる有益な情報を提供する
- ②海外連携機関に横浜のイノベーション・エコシステムに入り込んでもらうきっかけとすることである。

- ・ 受託者は、海外連携機関から講師を招き、上記の目的を達成するための最適なオンライン・セミナーを企画・実施する。(少なくとも2回は自主企画とし他に関しては、他の団体、機関が実施するイベント(セミナー)などと合同開催しても構わない)
- ・ セミナーテーマは、横浜市の産業・企業特性、地域課題、横浜市内連携機関の得意領域などを考慮し決定する。(イメージ：脱炭素、製造業、IoT、ライフサイエンス、AIなどの分野や領域を設定し、設定テーマごとの産業・イノベーション動向や注目スタートアップについて紹介等実施)
- ・ 高度人材の呼び込みの観点も検討する。例えば、横浜市が深い連携を持つものとして、横浜市がR4年度に進めてきたウクライナ支援、ウクライナとの連携強化の一環として、セミナーの中で例えばウクライナのIT業界とのネットワーキングを図る内容も検討する。
(高度人材の呼び込みに関しては上記ウクライナに限るものではない)
- ・ セミナーテーマは米州事務所、欧州事務所とも協議のうえ決定すること。
- ・ セミナーの実施回数は1月に1回以上実施し、2月末までに合計で最低3回実施する。
- ・ 受託者は、セミナーの準備から当日運営まで、一切を執り行う。
- ・ 受託者は、参加者候補となる市内企業や機関への十分な事前広報を行う。特に重要と思われる企業や機関に対して直接コンタクトし、本事業への参加意欲を高める。
- ・ 講師への謝金は、必要に応じて、本事業の中で受託者から講師に対して支払うこと。
- ・ 通訳を手配すること。
- ・ 実施するイベント(セミナー)はアジア・スマートシティ会議や2023年3月に実施予定(今後企画)の横浜市をさらに国際的な認知度を高めるプロモーションイベントとの連携を意識し、一連の流れが作れるように企画、実施すること。

(4) 中期戦略の提案(事業の自立化)

受託者は、7(1)～(3)と並行し、以下の視点を持ち、本事業が3年後(2025年)を目途として、海外スタートアップを横浜に呼び込み市内企業等との有機的な連携を生み出していくための中期戦略とシナリオとロードマップを委託者と議論し作製し、委託者に提案す

る。1月末までに中間報告を提出すること。

- ・今年度事業の延長線上での最適かつ実現可能性のある戦略・シナリオであること。
- ・最終的には、行政事業に頼らない（行政による事業費用負担を伴わない）状況（仕組みやネットワーク）を目指すこと。
- ・上記の状況に到達するまでの過程において、必要とされる又は期待される行政の関与や支援内容を示すこと。
- ・現時点では、例えば、海外活力の取り込みによるオープンイノベーション・SDGsの推進を象徴し、継続発展できるアイコン的なイベントを2024年には開始し、そのイベントにこれまでの取組や本事業で行うことが収斂されていくことを想定しているところである。

（５）事業成果のPRの実施

- ・今年度、実施する事業等を通じた成果（ネットワークの構築を図るスタートアップ支援機関との連携、海外の機関、企業と市内の機関、企業との対話で生まれた成果、プロジェクト等への参加や進捗等）を2月末までに5件程度選出し、事例としてWEB上で公表するための画像入り紹介文を作成し、PRに努めること。成果選出にあたっては、成果がでるように受託者が関係者に働きかける、フォローする等行うこと。
- ・事業成果選出にあたっては、委託者と協議すること。

8 実施体制・要員

本業務委託における業務従事者は以下の通りとする。

- （１）本業務委託で実施する、海外連携先との連携、海外連携機関と市内企業等との対話、セミナー開催、中期戦略の提案、事業成果のPRの実施について、高度なレベルで遂行可能な実施体制を構築することが望ましい。海外での（との）関連業務経験を十分に有する者を2名以上配置すること。また、本市の海外事務所がある米州、欧州地域において現地で連携できる者（社内、社外問わない）を配置できることが望ましい。
- （２）米国、欧州地域のスタートアップ支援機関とのネットワークを少なくともそれぞれ2支援機関との密な関係を有し、そのネットワークがタイムリーに活用できる状態になっていることが望ましい。
- （３）海外都市・企業や市内企業等から寄せられる幅広い事業分野において事業化の検討ができるように、受託者に本社がある場合はその本社や受託者のネットワークのバックアップ体制を構築すること。
- （４）COVID-19に伴う社会情勢下においても、海外での業務を円滑に遂行できるように、受託者の現地事務所がある場合には現地事務所をはじめとする受託者の持つ海外ネットワーク等を活用し、国内外の関係者との調整や情報収集を円滑に行えるよう体制を構築すること。特に連携先及び想定されるパートナー候補との現地での連絡調整が行えるとともに、企業による関係者への事業提案や円滑な打合せの進行のサポートが行える体制の構築及び人員配置をすること。

9 本業務委託に係る経費

受託者は、オンライン会議システム等に係る費用を積算し、そのうち、本市が必要と認めた費用について本業務委託で負担する。

10 事業計画書及び事業報告書等の提出について

(1) 事業計画書の提出

契約締結後 7 日以内に、事業計画書（年間計画及び執行体制表を含む）を委託者へ提出する。これらは、受託者及び委託者が協議の上策定することとする。事業計画書を変更する必要がある場合は、事前に委託者と協議の上、更新版を提出すること。

(2) 事業報告書の提出

業務委託終了後、契約期間中に事業報告書等を作成し、委託者へ提出すること。

委託者による報告書内容の精査のため、履行期限の 10 日前までに成果品案を提出すること。

(3) その他

受託者は委託者から求めがあった場合には、本業務委託に係る資料を提出すること。

11 成果

本事業の成果は、下記とする。

・ネットワークの構築を図るスタートアップ支援機関の数	20 団体
・海外の企業・団体との対話(マッチング)件数	50 件
・イベント(セミナー)開催	3 回
・中期戦略の提案（事業の自立化）	
・事業成果の PR の実施	5 件程度

12 報告書及び納入

収集した情報及び検討結果、成果等を取りまとめ、報告書を作成する。報告書には 7（4）中期戦略の提案も含める。また、本業務委託において収集・作成した資料等の一式をわかりやすい関連資料としてまとめる。

なお、報告書に記載される調査内容、図表等について、知的財産権・著作権に係る処理が必要となるときは、受託者において措置すること。また、関係する市内企業等のビジネスの商業上の秘密に該当する情報を報告書に含み、公開がこれら企業等に損害をもたらすと判断される場合は、予め委託者と協議し、まとめ方を決定すること。

企業の技術、商品についての記載がある場合はあらかじめ記載について当該企業からの了承を書面にて得ること。

(1) 報告書：製本 10 部

(2) 報告書、関連資料等の電子データ：1 式（DVD-R）

（PDF 形式に加え、編集可能な形式のファイルも納入すること。特に、関連資料のうち、図表・

グラフに係るデータについては、Excel 形式等により納入すること。)

(3) 納入場所：横浜市国際局国際連携課

(横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎31階)

(4) 納入期限：履行期限（令和5年3月24日(金)）まで

12 特記事項

- ・本業務委託の実施に際しては、委託者の趣旨を理解のうえ、適宜十分な協議を行い、その指示に従うこと。
- ・委託期間中の業務経過全般を把握している現場責任者を置き、委託者と連絡調整を行うこと。
- ・業務委託仕様書に定めのない事項を履行する場合、詳細及び内容に疑義を生じた場合、並びに業務上重要な事項を履行する場合については、あらかじめ委託者と協議し、その指示または承認を受けること。
- ・本業務委託実施上知り得た情報について、公にされている事項を除き、将来にわたり、本業務委託以外で自ら利用し、他に漏らさないこと。ただし、受託者による情報利用が、本業務委託を通じて支援した市内企業等からの要望に基づくものであり、かつ、委託者の承諾を書面により得た場合（受託者が支援対象企業と協働して詳細な事業化調査を継続して行う場合等）を除く。
- ・本業務委託の実施に際しては、業務委託仕様書のほか、横浜市契約規則、横浜市委託契約約款、個人情報取扱特記事項及び電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項などの関係法令等を遵守すること。